

決して争ってはいけなく、争いの中に弱いもの生き残る場はない。親個人がいきなせる主義主張があっても、重症児・者運動に参加する者は党派を超え、運動に一人も無く守る。

## 巨大地震が東日本を襲いました 心より御見舞い申し上げます

三月十一日に発生した東日本を中心とした大震災では、未曾有の被害がもたらされました。被災された方々、避難されている方々に心より御見舞い申し上げます。

日々当たり前に営まれていた日常が一瞬にして失われ、毎日の生活に尋常でない困難をきたしている中、今後の生きていく上での不安は計り知れないものがあると思われれます。

被災にあわれた障害をお持ちの数多くの方々も大変な思いをされているのではないかと案じております。特に重い障害をお持ちの方々、さらに深刻な状況下にあるのではないかと危惧しておりますと共に、情報の収集に努めているところでです。

日本が地震列島であるがぎり絶対安全であるといえる場所はありません。障害をおもちの方々

や介護されている方々の不安は常にあり、決して他人事ではありません。

報道などでは、この度の震災で阪神淡路大震災の教訓が多く取り入れられていると伝えられています。震災時の障害者への対応についても、多くの教訓が今後に生かされるよう望みたいと願うと共に、私たち自身も備えなければと考えます。

支える会においても被災された重症児者を支援するため、募金活動を行ってまいりました。会員の方々だけではなく、多くの一般の方々の善意も集められています。また、言葉では表せないけれど表情で思いを送る仲間もいます。

広範囲に亘る今回の大震災は、あらゆることで継続的な支援が求められています。私たちにできる支援を継続して行っていきたくと思います。会員の皆様をはじめ、たくさんの方々の御協力を切にお願い申し上げます。

## ～ 御報告 ～

大阪府障がい者自立支援協議会 地域支援推進部会として、福祉部障がい福祉室地域生活支援課で開催された「重症心身障がい児(者)等の地域生活支援方策調査検討会」も第10回をもって終了しました。

『医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)等の地域生活支援方策に係る調査研究事業報告書』としてまとめられ国へ提言されます。御協力下さった皆様には、厚く御礼申し上げます。

5月の連休明けには出来上がり、支える会へも届く予定です。大阪府のホームページにも公開されます。ダウンロードして下さい。

なお、「概略本」が作成される予定とのことです。多くの皆様に目を通していただくことを願っております。

検討会で出された内容が生かされるように支える会の活動を進めていく所存です。今後ともお力添えの程宜しくお願いいたします。

報告書が掲載される【URL】は、大阪府からの連絡があり次第「大阪府重症心身障害児・者を支える会」のホームページに載せる予定です。

### 「支える会」事務局

〒545-0021  
大阪市阿倍野区阪南町5-15-28  
育徳コミュニティセンター2階  
大阪府重症心身障害児・者を支える会  
会長 鈴木 祥子  
TEL 06-6624-2555  
FAX 06-6624-2556  
<郵便振替> 00930-9-69598

### 支える会ホームページのご案内

ドメイン名 <http://www.sasaeru.or.jp/>  
メールアドレス [osaka@sasaeru.or.jp](mailto:osaka@sasaeru.or.jp)

様々な御意見・御質問や情報やメール  
や掲示板にお寄せ下さい。



## 会費納入のお願い

<問い合わせ>  
TEL 06-6624-2555  
FAX 06-6624-2556  
<郵便振替>  
00930-9-69598  
大阪府重症心身障害児・者を支える会

既に納入がお済みの方にはあしからずお許しを賜りますようお願い申し上げます。



### 編集後記

春の訪れを待ち望んでいた時、東日本大震災と原発事故が起き、その映像から、あまりの被害に言葉がありませんでした。被災された皆様には心より御見舞い申し上げます。日本中が一日も早い復旧と復興を願い、皆様の御健康を祈っています。

私たちも他人事ではなく、いつ起きるとも限らない震災にどう対処したらよいか今一度、家族あるいは仲間と話し合い、確認しなければなりません。

編集委員一同

編集・責任者

(事務局) 〒545-0021  
大阪府大阪市阿倍野区阪南町五 一五 二八  
育徳コミュニティセンター2F  
TEL 〇六 六六二四 二五五五  
FAX 〇六一六六二四 二五五六  
運営委員長 鈴木 祥子  
郵便振替口座 〇〇九三〇一九一六九五九八  
大阪府重症心身障害児・者を支える会

発行所

大阪府身体障害者団体定期刊行物協会

〒530-0054 大阪市北区南森町二二二一〇一五〇七

定価 五〇円

(会員の方には会費の中に含まれています)

～「支える会」総会記念講演会開催の御案内～  
「重症心身障害児者のレスパイト・ケア」

重症心身障害児者が、地域の中で自分らしく暮らしていけるようになるためには多くの困難があり、様々な支援が必要です。特に重症心身障害児者の介護者である親のレスパイトがなかなか進んでいません。地域生活を支える資源が不足している中、在宅における看護・介護は、家族（特に母親）に支えられている状況で、疲れ切っている親へのレスパイトが求められています。日頃から医療の現場で、心砕いて取り組んでおられる先生をお招きし、課題や展望などについてお話を聞きたいと講演会を企画いたしました。

日時 平成23年6月6日(月)  
12:00～ 受付  
12:30～14:30 講演

場所 早川福祉会館 4階・ホール

主催 大阪府重症心身障害児・者を支える会

費用 資料代 500円  
(但し、大阪府重症心身障害児・者を支える会会員は無料)

講師 多田羅竜平氏  
(大阪市立総合医療センター  
緩和医療科兼小児内科副部長)

記念講演会申込み: 「大阪府重症心身障害児・者を支える会」  
FAX・Eメールにてお願いします。  
資料代は当日、受付へ御支払い下さい。

問合せ: 【支える会】〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町5-15-28  
育徳コミュニティセンター2F  
TEL 06-6624-2555 FAX 06-6624-2556  
Eメール: osaka@sasaeru.or.jp

お知らせ

大阪府重症心身障害児・者を支える会  
18回 定期総会、記念講演会

平成23年6月6日(月)

会場 早川福祉会館 4F (ホール)

〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺1-9-28  
TEL 06-6622-0122



最寄り駅

- ・地下鉄谷町線駒川中野下車、西へ徒歩10分
- ・地下鉄御堂筋線西田辺下車、東へ徒歩15分(市バスへ乗り継ぎできます)
- ・JR阪和線南田辺下車、南東へ徒歩15分
- ・市バス東住吉区役所前下車すぐ

日程 10:00～ 受付  
10:30～11:45 総会  
11:45～12:30 昼食  
12:30～14:30 記念講演会

～軽食を用意します。必要な方は御申込み下さい。(要予約 500円)

記念講演会 12:30～14:30

「重症心身障害児者のレスパイト・ケア」

大阪市立総合医療センター  
緩和医療科兼小児内科副部長

多田羅竜平氏



交流事業

「てっぱんぱあ～てい～」

去る2月12日(土)、粉もんぱあ～ていと題して、いろいろなトッピングのお好み焼きを焼きました。デザートに、バナナクレープも焼き、楽しく舌鼓をうった一日でした。



# 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案の概要

## ① 趣旨

公布日施行

一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活を支援するための法改正であることを明記

## ② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

一 利用者負担について、応能負担を原則に  
一 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

## ③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

一 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

## ④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

※自立支援協議会については、平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

一 相談支援体制の強化〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕

一 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画を助産)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

## ⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

一 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)

一 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕

## ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

一 ゴールドホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設  
一 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護、個別給付化)

(その他)「(1)その有する能力及び適性に応じた」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)③⑥：公布日施行  
(2)④⑤：平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

## ～ インフォメーション ～

## ～ インフォメーション ～

平成22年11月17日に衆議院厚生労働委員長により衆議院に議案提出されていた「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下「つなぎ法」という)が、平成22年12月3日の参議院本会議で可決成立しました。

この法律は、内閣府の障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に相当の期間を要することが見込まれることから、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めた法律です。

\*詳しい内容については、

「全国重症心身障害児(者)を守る会」のホームページ(<http://www.normanet.ne.jp/~ww100092/>)、機関誌『両親の集い』をご覧ください。

### 利用者負担の見直し

これまでの、「原則1割を負担」から、「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を負担」とする応能負担に変更されます。

なお、これまでは別々に負担していた「補装具の購入・修理」に係る利用者負担については、同一月内に受けた障害福祉サービスと合算し、その額が著しく高額である場合には、高額障害者福祉サービス等給付費が支給されることにより、利用者負担が軽減される仕組みとなります。

### 相談支援の充実

「自立支援協議会」を法律上位置づける。

「障害児入所施設」に一元化

知的障害児施設及び盲ろうあ児施設は「福祉型障害児入所施設」に、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設は「医療型障害児入所施設」に体系付けられます。

### 重症心身障害児(者)通園事業の取扱い

障害種別を一元化した児童発達支援センターが制度化され、他の障害児や重複障害児も利用できるようになることに伴い、重症心身障害児(者)通園事業を利用している18歳未満の児童は、児童発達支援センターの対象となり、18歳以上の者は障害者自立支援法の施設等の対象となります。

通所サービスの実施主体が都道府県から市区町村へ移行されます。

### 新たな障害児支援事業の創設

就学している障害児の授業終了後又は休業日に利用できる「放課後等デイサービス」が創設されます。

### 在所期間等の延長措置の見直し

「障害児入所施設に入所した重症心身障害児については、満20歳に達するまで引き続きその施設に在所させることができる」に改正されました。

18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直され、「障害者支援施設」の対象となり、平成24年4月1日以降は入所施設に関する手続きは市区町村が行うことになると想定されます。



## 交流事業

### 三輪そうめん体験

去る3月12日(土)、奈良の「蕎麦ゆづ」で素麺作りの体験をしました。長い素麺を一生懸命延ばし、おみやげには自分たちで作ったそうめんを持って帰りました。

## ～ インフォメーション ～

重症心身障害児(者)通園事業 23年度補助基準額

### < A型施設 > 事務費(1か所あたり)

(小規模型)利用者10人以下

月額 2,697,460円

(標準型)利用者11~19人

月額 3,037,480円

(大規模型)利用者20人以上

月額 3,454,670円

利用者については各月初日の利用者実人員数とする。  
利用者数に応じて各月の事務費が変動することになる。

### 事業費

(生活保護世帯)

月額 16,030円 × 各月初日の利用者実人員数

(一般世帯)

月額 7,130円 × 各月初日の利用者実人員数

### < B型施設 > 事務費(1か所あたり)

(標準型)利用者10人以下

月額 1,425,690円

(大規模型)利用者11人以上

月額 1,795,310円

利用者については各月初日の利用者実人員数とする。  
利用者数に応じて各月の事務費が変動することになる。

### 事業費

(生活保護世帯)

月額 16,030円 × 各月初日の利用者実人員数

(一般世帯)

月額 7,130円 × 各月初日の利用者実人員数

### < 巡回方式加算分 >

(1日あたり) 12,410円

従来のA型、B型、巡回方式の1月あたりの限度人数、日数の規定は削除する。

児童福祉法に規定されている障害児施設に関する給付費等が、平成23年4月1日から改定されました。「巡回方式」は、A型施設でも実施できることとなりました。

重症心身障害児療育費(重症児指導費)の改定は以下のとおりです。

(22年)

(23年)

(月額) 230,680円

229,630円

\*月額単価の減額は、公務員の給与及び賞与が減額になったことに伴うものです。

## 「支える会」入会のご案内

大阪府重症心身障害児・者を支える会  
(全国重症心身障害児(者)を守る会の  
大阪支部)への入会についてご案内  
いたします。

【個人会員】 年会費 8,400円  
本部「両親の集い」、本会「支える」発行購読料含む

年会費 3,600円  
本会「支える」発行購読料含む

【法人・団体会員】 年会費 10,000(1口)  
本部「両親の集い」、本会「支える」発行購読料含む

【協会員】 年会費 3,000円(1口)(運営資金の協会員)  
本会「支える」発行購読料含む

申込み・問い合わせは事務局までお願いします



## - ヘルパーさん募集します!!

熱意のある方、車の運転ができる方、土日を中心に活動  
できる方、歓迎します!

登録については履歴書と資格証明書が必要です。



## 重症児者を支える会居宅介護事業所

事業内容: 身体介護 家事援助 移動支援 重度訪問介護

受付時間: 9時~18時

〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町5-15-28

育徳コミュニティーセンター内

TEL: 06-6624-2565 FAX: 06-6624-2561



## 支える会泉佐野居宅介護事業所

事業内容: 身体介護 家事援助 移動支援 重度訪問介護

受付時間: 9時~18時

〒598-0002 大阪府泉佐野市中庄1522-1

TEL: 072-463-2297 FAX: 072-463-2454

